

医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（物価上昇支援） Q & A

Q1 給付金の申請に必要な書類はありますか。

A1 原則、添付書類はありません。施設区分ごとに給付金額を記載した交付申請書を直接送付します。申請書が届きましたら、内容確認の上、管理者名を記入し、同封の封筒を使用し、委託先の北海道国民健康保険団体連合会あて送付してください。

Q2 有床診療所ですが、外来診療のみを行い、病床を休床しています。給付金の対象になりますか。

A2 対象は、『保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請日時点までに診療報酬請求の実績がある施設』であるため、申請日までに診療報酬請求の実績がある施設であれば、病床を休床していても対象となります。

Q3 施設を令和8年3月に再開していますが、対象になりますか。

A3 対象は、『保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請日時点までに診療報酬請求の実績がある施設』であるため、施設の再開から申請日までに診療報酬請求の実績がある施設であれば、対象となります。

Q4 申請日時点で休止届を出している場合は支給対象となりますか。

A4 申請日時点で休止している場合は対象となりません。

Q5 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合や本事業の申請時点で廃院・廃止を予定している場合は支給対象外となりますが、廃院・廃止を予定している場合の終期を教えてください。

A5 物価支援事業は医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう措置したものであるため、令和8年3月31日まで運営を継続している施設は対象となります。

Q6 病院や有床診療所は令和7年8月1日時点の病床数、薬局は令和7年4月30日時点の店舗数に応じた支援となりますが、それぞれの時点以降に開設した施設の取扱について教えてください。

A6 令和7年8月2日以降に開設した病院や有床診療所、令和7年5月1日以降に開設した薬局については、本事業の申請時点で運営している施設の病床数や店舗数に応じた支援となりますので、申請書に印字された病床数や店舗数が違う場合は、別途開設届等の内容を確認できる資料を添付してください。

Q7 病院ですが、給付金の支給対象になりますか。

A7 病院への支援については、国が直接実施しておりますので、詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

Q8 医科と歯科が併設されている場合は、それぞれ対象となりますか。

A8 医科診療所の1診療所として歯科外来がある場合は1診療所分の支援となりますが、それぞれ医療法上の開設届が出されている場合は、2つの診療所として対象となります。

Q9 給付金は他の地方公共団体に係る補助金等と併用できるか。

A9 本給付金は、特定の経費を対象とするものではないため、他の地方公共団体に係る補助金等との重複は問いません。他の補助金をすでに申請されている場合や後に申請する場合は、そちらの基準をご確認ください。

Q10 給付金の用途制限はありますか。

A10 本給付金は、物価高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。

Q11 交付申請書に押印は必要ですか。

A11 交付申請書に押印は不要です。

Q12 給付金の金額が確定したら、文書等で通知はありますか。

A12 給付金の金額確定後、振り込み日の前日までに交付決定通知書を発送いたします。給付金の支払日等については、詳しくは「申請に係る留意事項等について」をご参照ください。

Q13 給付金は実績報告書を提出する必要はありますか。

A13 本給付金は、実績報告書を提出する必要はありません。

Q14 給付金の税金上の取り扱いは。課税対象となりますか。

A14 本給付金は、税法上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に参入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q15 給付金は消費税仕入控除の報告対象となりますか。

A15 本給付金は、消費税仕入控除の報告は不要です。